

半田市地域環境整備事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民との協働によるまちづくりの一環として、特別な技能及び道具を用いない小規模な整備又は維持修繕（以下「整備等」という。）が必要な市内の公共施設等について、市が整備等に必要となる原材料等を自治区住民グループ、市民活動団体、ボランティア団体等に支給し、当該団体等が無償で整備等の担い手となることにより、もって市民のまちづくりへの参加意識の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 市が管理する道路（認定外道路含む。）、公園、広場その他の施設及び自治区が管理する広場その他の施設（当該自治区住民であれば誰でも利用できる状態にあるものに限る。）
- (2) 原材料等 公共施設等の整備等に必要となる材料等で、別表に定めるもの

(支給対象等)

第3条 原材料等の支給対象は、公共施設等について小規模な整備等を行う次に掲げる団体等とする。

- (1) 自治区加入住民2名以上からなるグループで区長が認めたもの
- (2) アダプトプログラムに登録している団体、市内で活動する市民活動団体又はボランティア団体

2 前項に規定する団体の構成員が全て未成年者であるときは、原材料等の支給時及び整備等の実施時に必ず成人の責任者1名以上が立ち会い、監督しなければならない。

3 第1項に規定する団体等は、原材料等の支給を受けたときは、作業費の有無にかかわらず、整備等を業者に委託してはならない。

(支給原材料等)

第4条 支給する原材料等は、整備等に必要となる最小限の数量とし、1回あたり20万円以内かつ予算の範囲内で市が調達するものとする。

2 スコップ、軍手等の小作業具は、団体等において調達するものとする。ただし、市は、団体等の申し出により、保有する小作業具を貸し出すことができる。

(支給申請)

第5条 団体等は、公共施設等の整備等のため、原材料等の支給を受けようとするときは、地域環境整備事業原材料等支給申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書は、当該公共施設等の所在する地区の区長を経由して提出するものとする。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査の上、可否を決定し、速やかに地域環境整備事業原材料等支給決定通知書（様式第2）により当該団体等に通知するものとする。この場合において、当該公共施設等が市の管理する施設であるときは、当該施設の管理者が現地の状況、整備等の要否並びに支給する原材

料等の種類及び数量を確認するものとし、自治区の管理する施設であるときは、市民協働課長が確認するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、次に掲げる事項に該当すると認めるときは、原則として不支給を決定するものとする。

- (1) 整備等の作業に危険を伴うと判断したとき。
- (2) 整備等の必要性がないと判断したとき。
- (3) 同一年度内に同じ場所で同内容の整備等が既に行われているとき。

3 市長は、前条に規定する支給決定を行ったときは、速やかに支給する原材料等を調達し、当該団体に支給するものとする。

4 前項の規定による支給は、当該団体の代表者の立会いのもと、原則として平日に行うものとする。

(整備等の実施)

第7条 整備等の実施は、市民協働課職員又は当該施設の管理者が立ち会うものとし、平日以外であっても行うことができるものとする。

(完了報告等)

第8条 整備等が完了したとき、団体等は、地域環境整備事業完了報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 整備等に係る作業状況について撮影、記録等したものについては、半田市ホームページその他の広報媒体に掲載することができる。

(支給の取消し)

第9条 市長は、第6条に規定する支給決定を行った後、当該団体が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給した原材料等の調達に要した金額の全部又は一部を請求することができる。

- (1) 支給決定した整備等以外の目的に原材料等を使用したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、原材料等の使用が不適切であると市長が認めるとき。

(補償保険)

第10条 整備等の実施中における当該団体構成員の怪我又は事故については、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険を適用することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

No.	原材料等の種類	備考
1	山砂、川砂、土砂	
2	碎石	
3	側溝蓋、グレーチング	
4	塩化カルシウム	
5	木杭	
6	ブロック	
7	苗木類（肥料等含む）	1年草以外の種類とし、1申請箇所あたり1回のみの支給とする。
8	その他、整備等に必要なもの	別途協議のうえ提供するものとする。

半田市長殿

<申請者>

団体名

住所

氏名

連絡先

地域環境整備事業原材料等支給申請書

半田市地域環境整備事業実施要綱第5条の規定に基づき、原材料等の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

<申請内容>	
作業予定日 月 日 (曜日) 時～	参加者人数 約 人
<該当箇所略図>	

区長確認欄

<自治区>	<区長>
-------	------

現地確認担当課 (施設管理: 課) 市民協働課

課長	担当	課長	担当
<現地確認による支給資材の所見>		<提供資材の内容>	
資材搬入予定日 月 日 (曜日) 時			

半市協 号
年 月 日

団体名

氏 名 様

半田市長

地域環境整備事業原材料等支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域環境整備事業原材料等の支給について、半田市地域環境整備事業実施要綱第6条の規定により通知します。

1 決定区分 支給 ・ 一部支給 ・ 不支給

（一部支給、不支給の場合は、その理由）

2 事業内容

3 支給原材料等

注 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が支給対象事業に係る出納その他について監査することがあります。

年 月 日

半田市長

様

団体名

住 所

氏 名

地域環境整備事業完了報告書

年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた地域環境整備事業については、年 月 日に完了しましたので、下記のとおり報告します。

1 使用資材

2 支給日 年 月 日

3 整備等実施日 年 月 日（作業人数 人）

添付資料

(1) 作業状況写真

(2) その他市長が指定するもの